

(議決事項)

第1236回経営委員会議案

平成27年4月28日

国際放送及び協会国際衛星放送に関わる手続きにおける
経営委員会の議決を要しない軽微事項について

去年6月の放送法改正により、手続きの簡素化という趣旨から、国際放送（ラジオ国際放送）及び協会国際衛星放送（英語によるテレビ国際放送、日本語によるテレビ国際放送、衛星を使ったラジオ国際放送）の開始、休止及び廃止について、経営委員会が軽微と認めた事項については、経営委員会の議決の対象としないという取り扱いができるように定められた。

去年6月に改正放送法の一部が施行されたのに続き、ことし4月1日に残りの部分が施行されたのに伴い、外国の放送局を用いた国際放送に関わる手続きと、協会国際衛星放送に関わる手続きの一部について、新たに経営委員会の議決を要しない「軽微事項」とすることができるようになった。

については、以下を「軽微事項」として取り扱うことが適当と考えるので、定款第13条第1項第1号キの規定に基づき、経営委員会の議決を得たい。

1. 軽微事項として議決が不要という取り扱いが適当と考えられるもの

(1) 外国の放送局を用いた国際放送の開始、休止及び廃止

(理由)

外国の放送局を用いたラジオ国際放送の開始、休止、廃止は、改正放送法の施行で新たに「経営委員会の議決が必要、ただし、経営委員会が『軽微事項』と認めれば議決は不要」という制度になった。行政手続きは総務大臣の認可が不要で、事後の届け出で良い。また、相手先である外国放送事業者の都合で頻繁に行われ、NHKには迅速・柔軟な対応が求められる。以上のことから、「軽微事項」として取り扱うことが適当と考えられる。

(2) 協会国際衛星放送の休止及び廃止のうち、総務大臣の認可を要しないもの

(理由)

去年6月に改正放送法の一部が施行された後、協会国際衛星放送の休止・廃止のうち、24時間未満の小規模な休止や不可抗力によるものは、総務大臣の認可が不要な案件として、既に「軽微事項」として取り扱うようになった。

4月1日、改正放送法の残りの部分が施行され、総務省令で総務大臣の認可が不要な場合が追加的に定められた。これに伴い、手続きの簡素化の趣旨に則り、これらについても軽微事項として取り扱うことが適当と考えられる。

※24時間以上の休止、廃止の際の総務大臣の認可が不要になったものは以下の通り。何れも視聴可能世帯数が500万世帯未満の地域衛星が対象。

- ①放送区域全体が基幹衛星でカバーされている場合
- ②基幹衛星のカバーエリアからはみ出す放送区域では、自然条件等で視聴者がほとんど見込まれない場合
- ③基幹衛星のカバーエリアからはみ出す放送区域で別の外国放送事業者が放送しているため、廃止しても視聴者への影響が無い場合

2. 適用について

本議案の経営委員会議決の日から適用。